

災害時要援護者支援に関する取組について

自治会・町内会をはじめとする地域の皆様には、日頃から災害時要援護者支援の取組にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

災害時要援護者支援の取組について、ご案内させていただきます。

1 災害時要援護者名簿等の提供について

南区役所と災害時要援護者名簿の提供について協定を締結している自治会町内会長様に対して、次のものをお送りさせていただきます。

(1) お送りする物品等について

次のア～オについてお送りさせていただきます。

ア	災害時要援護者名簿	・令和6年度作成の名簿です。
イ	区域住宅地図※ (白地図)	・災害時要援護者の居所の記載がないものです。 ・災害時要援護者支援に限らず、広く地域の見守り活動等に御活用ください。 ・この地図は、次年度以降も回収しません。
ウ	支援物品 (防災用簡易トイレ)	・要援護者名簿掲載人数分をお送りします。
エ	訪問用チラシ 【新規】	・要援護者名簿掲載人数＋予備分をお送りします。 ・災害時要援護者支援の取組に関する案内チラシです。
オ	災害時要援護者支援 共助の取組事例 アイデア集【新規】	・自治会町内会等の支援者向けリーフレットです。 ・各自治会町内会1部ずつお送りします。

◎「ウ 支援物品」及び「エ 訪問用チラシ」は、各自治会町内会の災害時要援護者支援の取組に合わせて御活用ください。

(災害時要援護者への配布を必ずお願いするものではありません。)

※地図の変更について (令和6年7月区連会で御説明した内容の抜粋です)

令和4年度まで、居住者名やマンション名、店舗名等が記載された住宅地図を使い、災害時要援護者の居所に印をつけた地図をお配りしていましたが、委託費の大幅な高騰により、これまでと同様の地図をお配りすることができなくなりました。

そこで昨年度は、横浜市が作成している「よこはまっぷ」(居住者名等の記載なし)を使って地図を作成しましたが、分かりにくい等の御意見をいただきました。

また、これまでの地図は、災害時要援護者の居所が記されていることから、名簿と一緒に回収していたため、他の事業での活用や継続使用ができませんでした。

そこで今年度は、お配りする地図を区域住宅地図(白地図)に変更させていただきます。

(2) 提供方法および時期

- ・ 協定締結済の自治会町内会の会長様宅に郵送させていただきます。
- ・ 提供時期：令和7年1月末～2月初旬頃

(3) その他

「エ 訪問用チラシ」及び「オ 共助の取組事例アイデア集」が追加が必要な場合は、担当（南区役所高齢・障害支援課）にご連絡ください。
また、下記ホームページからダウンロードが可能です。

<南区役所ホームページ 災害時要援護者支援ガイド>

最新の「南区災害時要援護者支援 区の名簿の受領・活用の手引き」や過去の研修資料等を掲載しています。

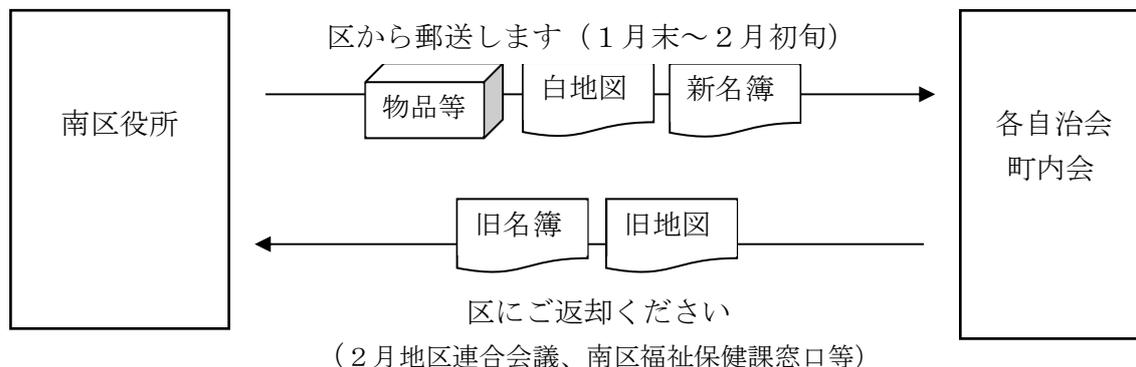


https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/120018.html

2 旧名簿及び旧地図のご返却について

昨年度お渡ししました旧名簿及び地図を回収いたします。

お手数ですが、昨年度（令和5年度）作成の災害時要援護者名簿を受け取った自治会町内会は、2月頃の各地区連合会議の場で、地区担当職員にご返却いただくか、区役所（4階福祉保健課窓口）までご持参いただきますよう、お願いします。



3 その他

要援護者支援に関するご相談については、通年で受付しています。

また、区職員が地域にお伺いして御説明・意見交換等を行う「ご近助講座」の開催を随時行っていますので、お気軽にご相談ください

【問合せ先】 災害時の自助・共助に関すること	総務課	341-1225
災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること	福祉保健課	341-1181
災害時要援護者名簿に関すること	高齢・障害支援課	341-1136